

せいねんこうけんせいど ご存知ですか？ 成年後見制度



どんな制度か、わからない！

最近よく聞く成年後見制度。でも、この制度を利用して何ができるんだろう？



成年後見制度とは、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方（以下、本人）の財産管理や契約を補助したり、代理する人（後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

後見人等は、本人の意思を尊重し、本人がその方らしい生活を送るためのお手伝いをします。



どこで手続きをするのか、わからない！

法定後見制度と、任意後見制度で、利用開始の手続きをする場所が違うってどういうこと？



法定後見制度は、既に本人の判断能力が低下している場合に利用する制度です。

家庭裁判所に申立てを行います。【補助・保佐・後見】の3つの類型があり、本人の判断能力の程度に応じて、後見人等が支援をする事務の範囲が変わります。

任意後見制度は、本人の判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ後見事務を行う方（任意後見人受任者）を決めておく制度です。

公証役場で手続きを行い、公正証書で契約を結びます。



どこに相談すればいいのか、わからない！

成年後見制度の利用についての相談や、実際に申立ての手続きをするときに、どんな書類を用意すればいいのか、相談できる窓口ってありますか？



町田市内で在宅の65歳以上の方はお住まいの近くの高齢者支援センター、障がいのある方はひかり療育園（相談を希望される場合は事前にご予約ください）などで相談ができます。また、町田市から町田市社会福祉協議会に委託を行っている福祉サポートまちだ（電話：042-720-9461）の窓口でもご相談できます。制度についてくわしく説明しているパンフレットの配布も行っていますよ！

裏面もぜひ ご確認ください！

～親族で後見事務を行っている皆様へのご案内～

福祉サポートまちだでは、親族後見人の方からの相談を受け付けています。

後見業務に関する相談、家庭裁判所への報告書類の確認、親族後見人連絡会の開催、弁護士による法律相談会等を通して、親族後見人の皆様に支援しています。

後見業務を行うなかで生じた心配ごとや不明な点など、まずは「福祉サポートまちだ」までご相談ください。

- 親族後見人相談会…毎月第2水曜日開催（お1人1時間程度。要事前予約）
※相談会開催時以外でも、気になることがあればお気軽にご連絡ください。
- 親族後見人連絡会…開催時期については、お問い合わせください。

ご相談先：福祉サポートまちだ（電話：042-720-9461、Fax：042-725-1284）

★あなたも市民後見人を目指しませんか？★

町田市では、認知症や知的・精神障がいを持つ本人と同じ地域の住民として、市民感覚・市民目線を大切に、本人の気持ちに寄り添いながら、本人の立場に立った、きめ細やかな後見活動を行う市民ボランティアのことを「市民後見人」と定めています。

2019年度から実施する第4期育成研修では、3種類のコースを設けています。

社会貢献に意欲と熱意のある市民の皆様の参加をお待ちしております！

①市民後見人養成コース

市民後見人を目指す方向けのコース。
全ての科目を履修し、成年後見業務について学びます。

②成年後見サポーターコース

成年後見制度や市民後見人に関する正しい知識を身に付け、制度の周知活動などのボランティア活動に参加・協力していただける方向けのコースです。

③聴講コース

成年後見制度に興味のある方、興味のある科目だけ勉強したい方、親族後見人をすでに受任していたり、これから受任するうえでさらに学びたいとお考えの方向けのコースです。

募集要項

2019年7月1日（月曜日）から受講申込書の配布を開始します。

配布場所：福祉サポートまちだ窓口

（町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム4階）

※町田市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

※郵送でのお取り寄せも可能です。くわしくは福祉サポートまちだにお問い合わせください。

申込開始：①市民後見人養成コース

2019年7月29日（月曜日）から

②成年後見サポーターコース③聴講コース

2019年8月8日（木曜日）から

申込締切：2019年8月23日（金曜日）まで

※①②③いずれも、定員になり次第締切とさせていただきます。

連絡先：福祉サポートまちだ（電話：042-720-9461）

このチラシに関するお問い合わせ

町田市福祉総務課 電話：042-724-2537 Fax：050-3101-0928

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。